

# 財団法人郡山地域テクノポリス推進機構

## 寄 附 行 為

制 定 昭和61年3月 1日

改 正 平成 2年3月23日

改 正 平成10年10月1日

改 正 平成12年9月29日

改 正 平成14年3月11日

改 正 平成17年9月15日

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人郡山地域テクノポリス推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福島県郡山市安積町日出山字北千保19番8に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、産業技術基盤の強化に必要な業務を効果的に行うことにより、高度技術に立脚した工業開発を促進し、もって郡山地域テクノポリスの形成、ひいては本県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証に関する事業
- (2) 新事業創出の促進を図る施設の設置及び管理運営に関する事業
- (3) 研究開発活動の取り組みを促進する人材の育成のために行う研修・指導に関する事業
- (4) 研究開発に対する助成等研究開発活動の支援に関する事業
- (5) 企業の立地条件の整備に係る調査研究に関する事業
- (6) テクノポリス推進のための普及・啓蒙に関する事業
- (7) 地域技術の起業化の推進に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

(業務方法書)

第5条 この法人は、前条各号に掲げる事業の適正な運営を図るため、当該事業に係る業務の方法（以下「業務方法書」という。）を定めるものとする。

2 業務方法書の制定及び変更は、理事会の議決を経て、福島県知事の承認を得なければならない。

## 第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産、新事業創出育成基金、技術振興基金、地域産業活性化基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に組み入れることを議決した財産

3 新事業創出育成基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際債務保証基金として指定された財産
- (2) 旧債務保証基金及び新事業創出育成基金とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で旧債務保証基金及び新事業創出育成基金に組み入れることを議決した財産

4 技術振興基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際技術振興基金として指定された財産
- (2) 技術振興基金とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で技術振興基金に組み入れることを議決した財産

5 地域産業活性化基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 地域産業活性化基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で地域産業活性化基金に組み入れることを議決した財産

6 運用財産は、基本財産、新事業創出育成基金、技術振興基金及び地域産業活性化基金以外の資産とする。

(資産の処分の制限)

第8条 基本財産、新事業創出育成基金、技術振興基金及び地域産業活性化基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産、新事業創出育成基金、技術振興基金及び地域産業活性化基金のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(経理の区分)

第11条 この法人の事業にかかる経理の区分は、一般会計、新事業創出育成事業特別会計、技術振興事業特別会計及び地域技術起業化推進事業特別会計とする。ただし、一般会計に係る事業であっても、特に必要があるときは、理事会の議決を経てこれを区分して経理することができる。

(一般会計)

第12条 一般会計は、第4条第1号に掲げる事業（以下「債務保証事業」という。）、同条第2号に掲げる事業（以下「新事業創出支援施設設置管理運営事業」という。）、同条第3号から第6号までに掲げる事業（以下「技術振興事業」という。）及び同条第7号に掲げる事業（以下「地域技術起業化推進事業」という。）以外の事業に係る収入及び支出を経理する。

2 一般会計の経費は、基本財産から生じる果実並びに債務保証事業、新事業創出支援施設設置管理運営事業、技術振興事業及び地域技術起業化推進事業に係る運用財産以外の運用財産をもって支弁する。

(新事業創出育成事業特別会計)

第13条 新事業創出育成事業特別会計は、債務保証事業及び新事業創出支援施設設置管理運営事業に係る収入及び支出を経理する。

2 新事業創出育成基金から生じる果実は、債務保証事業及び新事業創出支援施設設置管理運営事業に充てる。

(技術振興事業特別会計)

第14条 技術振興事業特別会計は、技術振興事業に係る収入及び支出を経理する。

2 技術振興基金から生じる果実は、技術振興事業に充てる。

(地域技術起業化推進事業特別会計)

第15条 地域技術起業化推進事業特別会計は、地域技術起業化推進事業に係る収入及び支出を経理する。

2 地域産業活性化基金から生じる果実は、地域技術起業化推進事業に充てる。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第17条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を経て、福島県知事の承認を受けなければならない。

2 これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(剰余金)

第18条 収支決算において、剰余金が生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産、新事業創出育成基金、技術振興基金若しくは地域産業活性化基金に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業報告、決算及び財産目録)

第19条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 15人以上18人以内
- (5) 監事 2人以上3人以内

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 常務理事は、理事のうちから理事長が指名する。

5 理事及び監事は、これを相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第23条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会において評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第24条 役員は、原則として無給とする。ただし、理事会の議決を得て有給とすることができる。

(委員会)

第25条 この法人は、事業を適正に行うために、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、理事長の諮問機関として委員会を置くことができる。

(事務局)

第26条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 前2項に定めるもののほか、事務局及び職員に関する事項については、理事長が別に定める。

## 第4章 理 事 会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第29条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上若しくは監事から理事会に付議すべき事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事に対し、開会の日5日前までに、文書をもって理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第33条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事のうち、議長を除く過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第34条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき書面表決又は表決の委任をした者は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、持ち回り若しくは書面表決の方法により全理事の賛否を求め、その過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録等)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第36条 この法人に、評議員16人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。
- 4 第22条及び第24条の規定は、評議員の任期及び報酬について準用する。この場合において、第22条及び第24条中「役員」とあるのを「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員の解任)

第37条 評議員に、評議員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

### (評議員会)

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が召集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議するとともに、必要に応じて、この法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。
- 5 理事長は、この寄付行為に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関する事項
  - (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
  - (5) その他理事会で必要と認めた事項

- 6 評議員会には、第32条から第35条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、福島県知事の承認を得て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附する。

## 第7章 補 則

(委 任)

第41条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、法人の設立について福島県知事の許可を受けた日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第18条第2項から第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第16条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

**附 則**

この寄附行為は、寄附行為の変更について福島県知事の認可を受けた日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成10年10月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可を受けた日から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更は福島県知事の認可を受けた日（平成14年3月11日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の変更は福島県知事の認可を受けた日（平成17年9月15日）から施行する。